

○岡山市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項の規定による一時預かり事業（幼稚園型）（以下「事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「教育法」という。）第4条により設置認可された，教育法第1条により規定する幼稚園

（事業の実施主体）

第3条 本事業の実施主体は、市とする。

- 2 市長は、本事業の実施について、幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する者に委託等することができる。
- 3 前項の委託等を受けた者（以下「事業実施者」という。）は、幼稚園等において本事業を実施するものとする。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として教育時間の前後又は長期休業日等において一時的に預かり、必要な保護を行うものとする。

（対象児童）

第5条 本事業の対象となる児童は、幼稚園等に在籍している満3歳以上の幼児とする。

（事業実施の要件）

第6条 事業実施者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第2号イ、ニ及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

（職員）

第7条 事業実施者は、本事業の実施に当たって、規則第36条の35第1項第2号ロ及びハの規定に基づき、幼児の年齢及び人数に応じ、専ら本事業に従事する職員として、当該幼児の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）を1/2以上とすること。

2 教育・保育従事者の数は2名を下ることはできない。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる幼児の範囲内において、教育・保育従事者を1人とすることができる。

3 保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者は、アに掲げる者又はイ、ウに掲げる者で市が適切と認める者とする。なお、イ、ウに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的を実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

（事業実施の留意事項）

第8条 事業実施者は、事業実施に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 本事業を実施している中で事故が発生した場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通

知)」に従い、市長に速やかに報告すること。

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4に準じ、児童の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合には、児童の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により児童の所在を確認すること。

(3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(利用料)

第9条 事業実施者は、事業の実施に当たって、本事業を利用する児童の保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、事業実施者において、その負担方法及び負担額等を定めるものとする。

(事業の開始手続き)

第10条 新たな事業実施者は、法第34条の12第1項の規定により、事業を開始しようとする月の前月10日までに、一時預かり事業開始届（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

(事業実施内容の変更)

第11条 事業実施者は、第10条の規定により届け出た事項を変更しようとする場合にはあらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、変更の日から1月以内に、一時預かり事業変更届（様式第3号）市長に届け出なければならない。

(事業の休止、再開)

第12条 事業実施者は、事業の実施が困難な場合、あらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、一時預かり事業廃止（休止）届（様式第2号）を、市長に届け出なければならない。

3 事業を休止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

4 事業実施者は、事業を再開する場合、事業を再開しようとする月の前月10日までに、一時預かり事業再開届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(事業の廃止)

第13条 事業実施者は、事業を廃止しようとする場合、あらかじめ余裕をもって、市長に協議するものとする。

2 前項に規定する協議後、一時預かり事業廃止(休止)届(様式第2号)を、市長に届け出なければならない。

3 事業を廃止するにあたっては、事前に保護者へ周知し、保護者の不都合とならないよう十分に配慮すること。

(帳簿)

第14条 事業実施者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、事業実施後5年間保管すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。